

【蔵王国定公園における自然公園法に基づく行為規制について】

オオシラビソ（別名：アオモリドマツ）の枯損が激しい地蔵岳山頂付近は、自然公園法に基づき、最も規制のきびしい「特別保護地区」に指定され、様々な行為が規制されています。

＜規制される行為＞

下記の行為を行う場合は、いずれも自然公園法の許可が必要です。

- 野生植物の採取・損傷・植栽
植物（落ち葉等も含む）を採取・損傷することや植栽を行うこと
- 工作物の設置等
野営指定地以外でのテント類の設営を含め、工作物を設置すること
- 土石の採取・土地の形状変更
土石を採取したり、石を移動させること（置き石で文字を作る等）
- 広告物の設置等
広告物や標識類を持ち込み設置すること



オオシラビソの採取



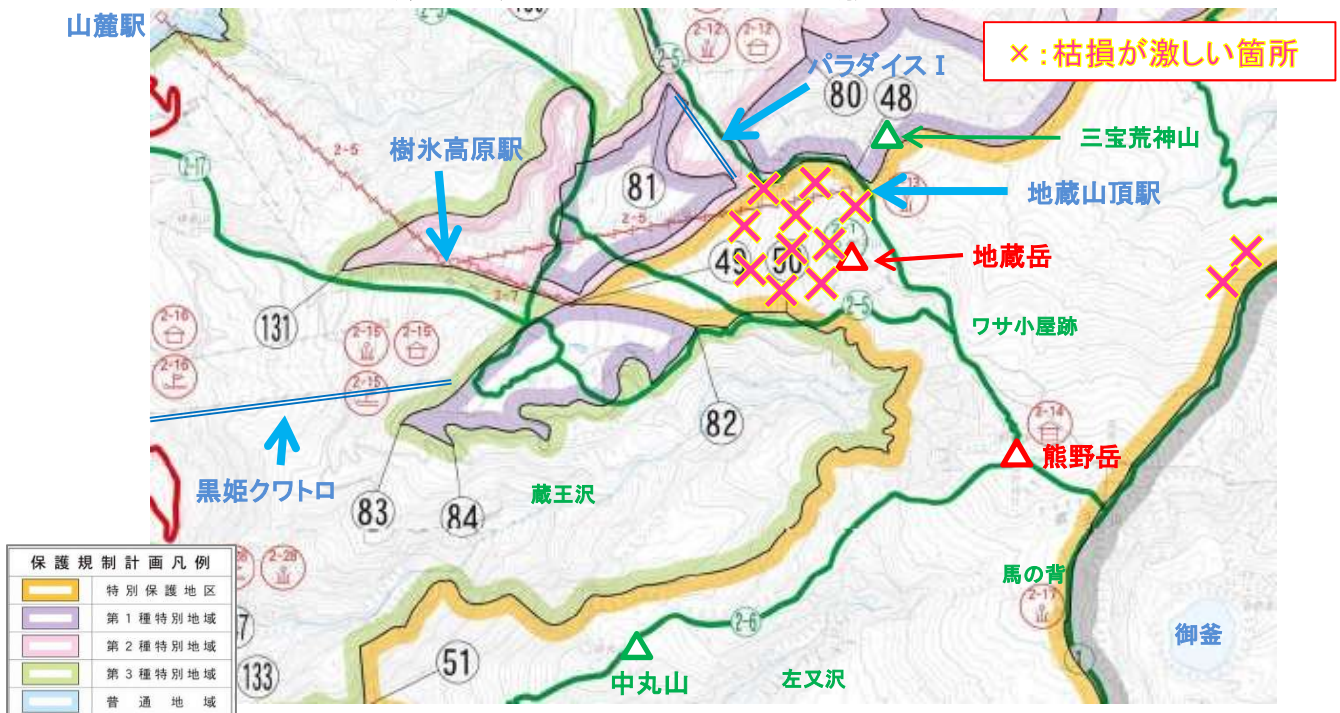
オオシラビソの移植



工作物の設置
（保護網、看板等）

オオシラビソの植生の再生活動は、自然公園法の許可のもと行っています。

蔵王国定公園 公園計画図（拡大図）



特別保護地区、特別地域で許可が必要な行為

特別保護地区	<ul style="list-style-type: none"> ●木竹の損傷、植栽 ●木竹以外の植物の採取・損傷・植栽 ●落葉・落枝の採取・播種 ●動物の放畜等 ●動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷 ●物の集積 ●車馬の乗り入れ、航空機の着陸 	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 特別地域で 許可が必要な行為 </div>
特別地域	<ul style="list-style-type: none"> ●工作物の新築・改築・増築 ●木竹の伐採 ●土石の採取 ●河川、湖沼等の水位・水量の増減 ●広告物の提出等 ●土石等の集積 		<ul style="list-style-type: none"> ●水面の埋め立て ●土地の形状の変更 ●指定植物の採取・損傷 ●指定植物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷 ●屋根等の色彩の変更